

植 さい 指 導 基 準

昭和57年7月15日

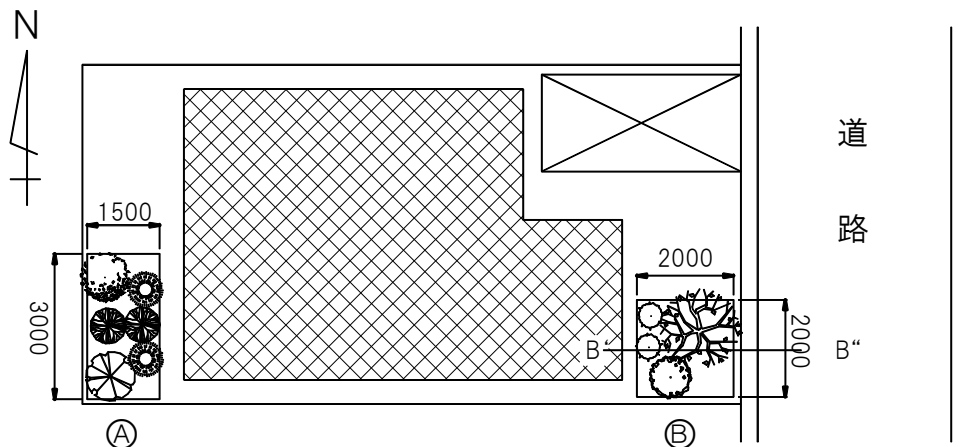
平成18年4月1日 改定

令和2年4月1日 改定

令和7年6月1日 改定

守口市都市整備部道路公園課

● 土地利用計画図



● 建築敷地面積 150.00 m²

● 必要緑化面積率 $2 + \frac{18 \times 150}{1000} = 4.70\%$ 以上

● 必要緑化面積 $150.00 \times \frac{4.7}{100} = 7.05\text{m}^2$ 以上

● 植 さい 数 量

高木	$0.1 \times 7.05 = 0.7 \rightarrow 1$ 本以上
中木	$0.1 \times 7.05 = 0.7 \rightarrow 1$ 本以上
低木	$0.5 \times 7.05 = 3.5 \rightarrow 4$ 本以上

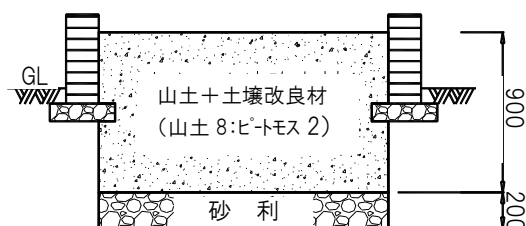
● 緑化計画面積

①	1.50	×	3.00	4.50
②	2.00	×	2.00	4.00
合 計				8.50 m ²

● 樹種一覧表

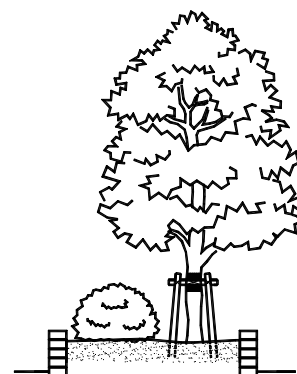
記 号	植 種	形 状	数 量	支 柱
	クロガネモチ	H 3.0 C 0.15 W 1.0	1 本	二脚鳥居支柱
	ウバメガシ	H 1.8 W 0.8	1	一本支柱
	ササノカ	H 1.7 W 0.8	1	〃
	ヒラド	H 0.5 W 0.5	1	—
	サツキ	H 0.4 W 0.3	1	—
	ジンチョウゲ	H 0.4 W 0.3	2	—
	ツゲ	H 0.5 W 0.4	2	—

● 土壌改良（植樹樹断面）



● 植栽断面

B' - B'' 断面



※ 植栽帯はレンガ積又は化粧ブロック、その他これに準ずる構造物で施工すること。

緑 化 面 積 基 準 表

緑化必要面積

区 分		建築敷地面積 A m ² に占める緑化面積の割合
住居専用 建築物	一戸建て・長屋住宅	$\left(2 + \frac{18A}{1000} \right) \% \text{ 以上}$ A が 1000 以上の場合は 20% 以上
	共 同 住 宅	$\left(5 + \frac{15A}{2000} \right) \% \text{ 以上}$ A が 2000 以上の場合は 20% 以上
業 務 専 用 建 築 物 販売、商業、工業、 運輸その他の施設		$\left(2 + \frac{18A}{2000} \right) \% \text{ 以上}$ A が 2000 以上の場合は 20% 以上
公 園 ・ 広 場		公園・広場敷地の 30% 以上
なお、建築敷地面積が 1, 000 m² 以上の場合は、上記（地上部の緑化）に加え建築物上（建築物の屋上、壁面又はベランダ等）の緑化が必要です。		
【 建築物上の必要緑化面積算出式 】 大阪府自然環境保全条例を参考 建築物上の緑化面積 = 屋上面積 × 20% 以上 屋上面積とは、屋上（建築物の屋根部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分をいう。）の面積のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分を除いた面積をいいます。		

- ※ 地上部と建築物上でそれぞれ緑化が困難な場合は、緑化面積を相互に振替することができます。
- ※ 次に掲げる施設については、必要緑化面積算出における建築敷地面積 A から除することができる。
- ・ 学校教育法第一条に規定する学校における運動場その他の運動施設
 - ・ 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設における屋外遊技場その他の設備
- ※ 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場は、本基準の適用除外とする。

- ※ 緑化の種類 : ① 樹木
- ② 芝その他の地被植物
(芝生駐車場のブロック等の芝生保護材も緑化面積に含めます)
- ③ 花壇その他これらに類するもの
(プランターなどを用いる場合は、容量が100リットル以上のものに限り含めます)
- ④ 水流・池その他これらに類するもの
(樹木その他の植物の植栽と一体となって自然的環境を形成しているものに限ります)
- ⑤ 直立壁面の緑化
- ※ 地上部の必要緑化面積の1/2以上は樹木とします。
- ※ 太陽光パネルについては、別途協議とします。

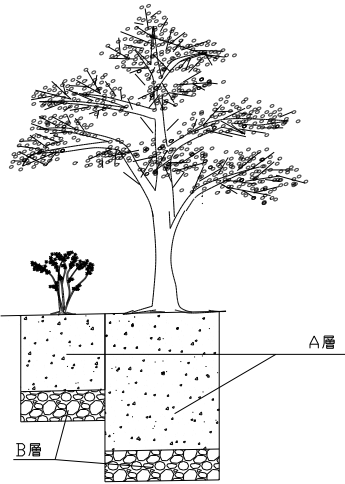
樹木の換算 : 高木1本 ⇔ 中木3本 に換算可能
中木1本 ⇔ 低木3本 に換算可能

長屋住宅 : 一棟の建築物で、複数の戸数を有しその出入口が道路又は専用通路に面しているほか、各戸が対面する主要構造部のうち壁、柱、はりの過半を共用しているものをいう。

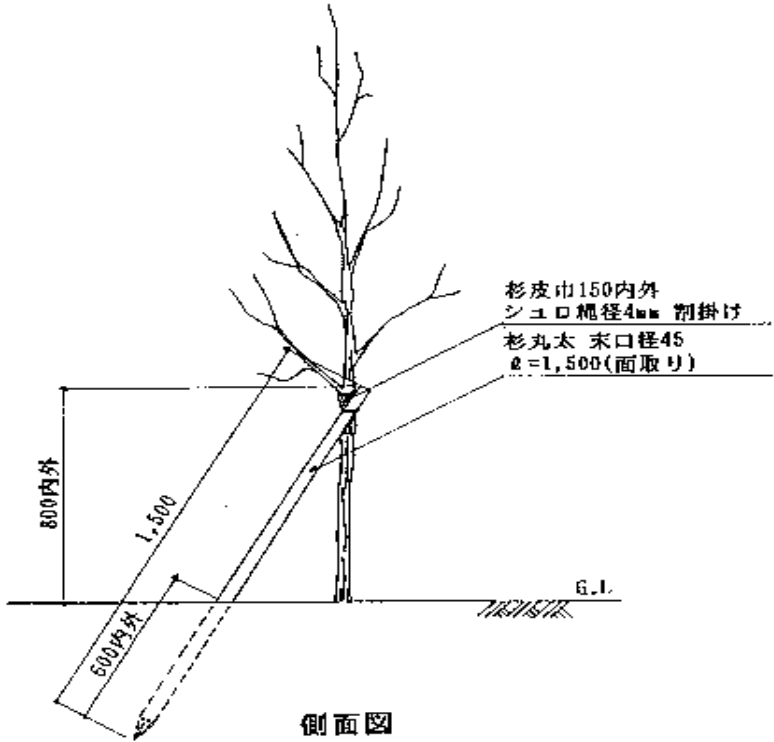
共同住宅 : 一棟の建築物で複数の戸数を有し、主要構造部と廊下等を共用しているものをいう。

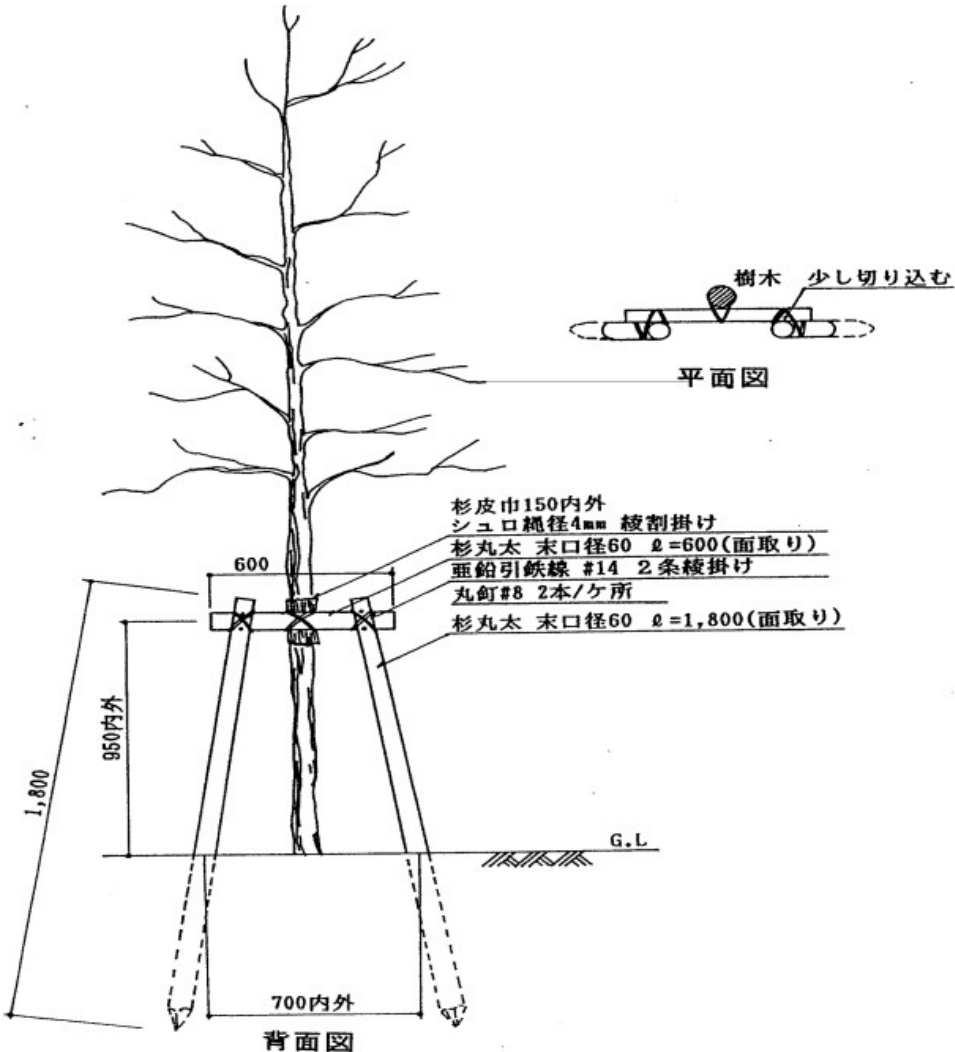
※ 併用建築物(住居と業務が併用している場合)の緑化面積は、建物延べ面積のうち、その占める面積の広いほうの区分の基準によるものとする。

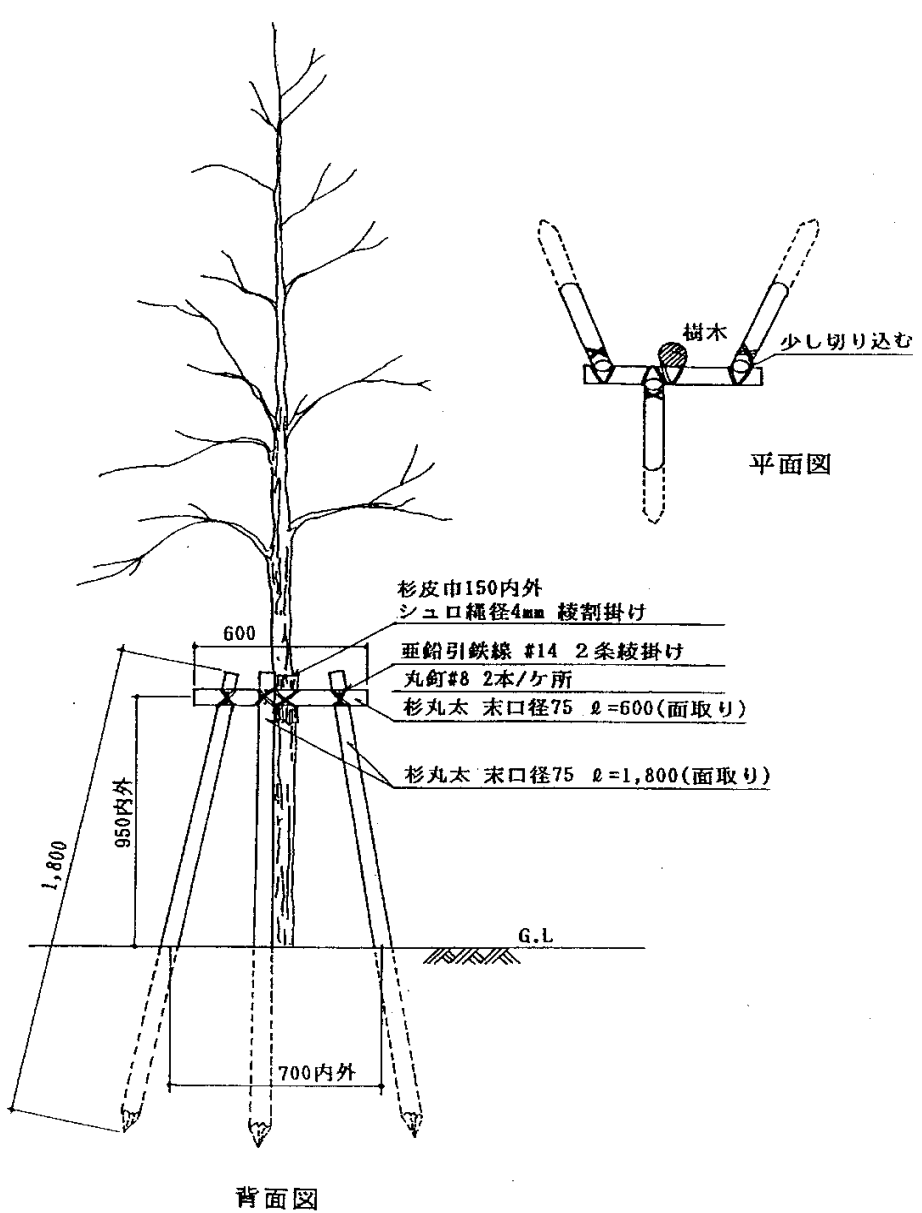
(植さいの技術的基準)

	区 分	内 容
樹 木 の 植 さい (原則) 常緑樹を 主体とす る重層緑 化を図る こと。	位 置	① できる限り生垣等道路に面する所で、不特定の者の観賞のように供 する所であること。 ② 樹木が育成可能な場所であること。
	土 壌 改 良 の 深 さ	土壌改良は、樹木が育成するよう植栽の内容に応じて行うこと。 ① 自然地盤の場合  A層は根が生育する深さで、低木50cm、中・高木90cmとし、山土(真砂土等)と土壌改良剤(樹皮堆肥、ピートモス等)を8:2ぐらいの割合で混ぜることが望ましい。ただし、地下水位の高い場合には盛土を行うこと。 B層は排水用で、厚さは20cmぐらいとする。材料は人工砂利、火山砂利、碎石等が望ましい。 ② 人工地盤(ベランダ等)の場合 A層の深さは、低木30cm、中・高木50cmとし、土壌の軽量化を行うには、バーミキュライト、パーライト等が望ましい。 B層の深さは5cmで、土壌の軽量化を行なうには、人工砂利等が望ましい。
	大 き さ	① 高木とは、植さい時の高さが3m以上のもの ② 中木とは、植さい時の高さが1.5m以上のもの ③ 低木とは、植さい時の高さが30cm以上で、枝張りが30cm以上のもの
	数 量	高 木 0.1 本 / m² × 緑化面積 = 本 中 木 0.1 本 / m² × 緑化面積 = 本 低 木 0.5 本 / m² × 緑化面積 = 本 それぞれの計算結果の小数点以下は、切り上げるものとする。 なお、詳細は別途協議すること。

区 分	内 容
散 水 栓 の 設 置	散水栓は、半径30mを目安として1栓設けること。 その他必要に応じて増設すること。
排水設備 の 設 置	排水施設は、固定式のフラワーベースで、ベランダ緑化を行う場合には必ず設けること。 その他植さいの内容に応じて設けること。
支 柱 の 置 設	樹木は、根と土が密着して生育するもので、植え付け後は強風等により樹体が振れると土と根が離反し、倒伏や屈折が生じるため、中・高木の場合にはこれを防ぐために次のとおり支柱を設置すること。 なお、支柱材は防腐処理済みのものを使用すること。 生垣支柱

	区 分	内 容
	支 柱 の 置 設	一本支柱 適用範囲 中木(樹高)100cm以上300cm未満  側面図

区 分	内 容
支 柱 の 置 設	二脚鳥居支柱(添木なし) 適用範囲 高木(幹周)12cm以上30cm未満  平面図 背面図 G.L. 杉皮巾150内外 シユロ縄径4mm 綾割掛け 杉丸太 末口径60 ϕ=600(面取り) 亜鉛引鉄線 #14 2条綾掛け 丸釘#8 2本/ヶ所 杉丸太 末口径60 ϕ=1,800(面取り)

	区 分	内 容
	支 柱 の 置 設	三脚鳥居支柱 適用範囲 高木(幹周)30cm以上60cm未満  杉皮巾150内外 シュロ縄径4mm 絞割掛け 亜鉛引鉄線 #14 2条絞掛け 丸釘#8 2本/ヶ所 杉丸太 末口径75 $\ell=600$(面取り) 杉丸太 末口径75 $\ell=1,800$(面取り) 600 950内外 1,800 700内外 G.L. 平面図 背面図

1. 植付時期 その年の気象条件によって異なりますが、おおよその目安は次のとおりです。

・ 常緑樹（年中葉のある樹木）

樹木の種類により時期が異なる場合がありますが、一般的に3月中旬 ～ 5月中旬、梅雨時、9月中旬 ～ 10月下旬が望ましい。

・ 落葉樹（11月中旬から4月上旬頃にかけて葉を落とす樹木）

樹木の種類により時期が異なる場合がありますが、一般的に11月中旬 ～ 3月下旬頃が望ましい。

2. 工場、事務所及び住居で一般的によく使用される樹木

・ 陰 樹（日影でも生育可能な樹木）

常緑高木……ヒノキ、サワラ、ヒマラヤスギ、タイサンボク、ユズリハ、ツバキ

常緑中木……ヒムロ、モクセイ、サザンカ、サンゴジュ、トベラ、カクレミノ

常緑低木……アオキ、クチナシ、マサキ、ヒイラギナンテン、マンリョウ、ヤツデ、ジンチョウゲ、センリョウ、ツゲ、ナンテン、ハクチョウゲ

・ 陽 樹（日なたを好む樹木）

常緑高木……マツ、スギ、カシ、クス、シイ、モッコク、ヤマモモ

落葉高木……メタセコイヤ、イチヨウ、ケヤキ、サクラ、ヤナギ、ニレ、コブシ、フウ、アオギリ、ハナミズキ、モミジ

常緑中木……コノテガシワ、カイズカイブキ、ウバメガシ

落葉中木……ウメモドキ、サルスベリ、モクレン

常緑低木……ハイバクシン、シャリンバイ、ツツジ、サツキ

落葉低木……エニシダ、ハギ、オオデマリ、コデマリ、ドウダンツツジ、ニシキギ、ライラック、フヨウ、ムクゲ

・ 防火樹

高 木……モチ、ユズリハ、モッコク、ツバキ、シラカシ、アラカシ

中 木……サンゴジュ、サカキ、マサキ、ヒイラギ、サザンカ

低 木……アオキ、ヤツデ、トベラ、キョウチクトウ

・大気汚染に強い木

高 木……タイサンボク、モチ、クス、ツバキ、マテバシイ、マキ、ヒノキ、ポプラ
イチョウ、プラタナス、トウカエデ、アオギリ

中 木……ウバメガシ、モッコク、サンゴジュ、カクレミノ、サザンカ、ヒイラギモクセイ、
ヒイラギ、カイズカイブキ

低 木……シャリンバイ、ジンチョウゲ、アベリア、アセビ、トベラ、ツゲ

特 殊 木……トウジュロ、ユッカ類、ソテツ

・生垣樹

イヌツゲ、カナメモチ、サンゴジュ、ヒイラギモクセイ、サザンカ、ツバキ、ドウダンツツジ、
サワラ、カイズカイブキ、ウバメガシ、アラカシ、プリペット、ネズミモチ